

# 議案第 77号

## 鳥取県税条例等の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県税条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年2月26日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県税条例等の一部を改正する条例

（鳥取県税条例の一部改正）

第1条 鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(住宅借入金等特別控除)

第24条の3 略

2 略

3 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次項及び次条第5項において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第6条第4項の規定の適用を受けた場合における前項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

4 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における第2項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(法人の区分経理の義務)

(住宅借入金等特別控除)

第24条の3 略

2 略

3 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条第5項において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第6条第4項の規定の適用を受けた場合における前項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

(法人の区分経理の義務)

第56条 略

2 次の各号に掲げる事業の区分のうち2以上のものを併せて行う

法人で事業税の納税義務があるものは、事業に関する経理を当該区分ごとに行わなければならない。

(1) 次号及び第3号に掲げる事業以外の事業

(2) 電気供給業（次号に掲げる事業を除く。）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業

(3) 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等

（宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例）

第78条 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第77条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

第56条 略

2 電気供給業、ガス供給業又は保険業とその他の事業とを併せて

行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。

（宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例）

第78条 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第77条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

(不動産取得税の税率の特例)

第80条 平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、前条の規定にかかわらず、100分の3とする。

(環境性能割の非課税)

第136条の2 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、国と協調して県がその運行する車両の購入に係る補助金の交付の対象とした路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに対しては、当該一般乗合用のバスの取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、第135条の2第1項の規定にかかわらず、環境性能割を課さない。

2 法第157条第1項第1号ロ(同条第4項又は第5項において準

(不動産取得税の税率の特例)

第80条 平成18年4月1日から令和3年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、前条の規定にかかわらず、100分の3とする。

(環境性能割の非課税)

第136条の2 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、国と協調して県がその運行する車両の購入に係る補助金の交付の対象とした路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに対しては、当該一般乗合用のバスの取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、第135条の2第1項の規定にかかわらず、環境性能割を課さない。

2 法第157条第1項第1号ロ(同条第4項において準用する場合

用する場合を含む。)又は第2号ロ若しくは第3号ロ(これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。)に掲げる自動車に対しては、当該自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(第137条の6第2項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第135条の2第1項の規定にかかわらず、環境性能割を課さない。

3 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車のうち、同号イ

(1)に規定する平成30年輕油軽中量車基準又は同号イ(1)に規定する平成21年輕油軽中量車基準に適合する乗用車(同号イ又はロに掲げる乗用車を除く。)に対しては、当該軽油自動車の取得が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に行われたときに限り、第135条の2第1項の規定にかかわらず、環境性能割を課さない。

4 法第157条第1項第3号イ若しくはロ又は第2項第3号イに掲

げる軽油自動車に対しては、当該軽油自動車の取得が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に行われたときに限り、第

を含む。)又は第2号ロに掲げる自動車に対しては、当該自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(第137条の6第2項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第135条の2第1項の規定にかかわらず、環境性能割を課さない。

135条の2第1項の規定にかかわらず、環境性能割を課さない。

(自動車税の課税免除)

第137条 略

2 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(10) 略

(11) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域における地域住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者に必要な交通の確保のために県又は市町村が交付する補助金を受けて道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1項第1号に規定する交通空白地有償運送を行う特定非営利活動法人が所有する自動車専ら当該交通空白地有償運送の用に供するもの

(自動車税の課税免除)

第137条 略

2 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(10) 略

(11) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域における生活において必要な交通の確保のために県又は市町村が交付する補助金を受けて道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1項第2号に規定する公共交通空白地有償運送を行う特定非営利活動法人が所有する自動車専ら当該公共交通空白地有償運送の用に供するもの

(自動車税の減免)

第137条の2 略

2 知事は、第8条第1項の表の自動車税の種別割の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、種別割を減免することができる。ただし、第1号の場合において、既に同号に該当することにより種別割の減免を受けた者に対しては、その年度において1回に限り、当該減免の対象となった自動車に代わる自動車の所有に係る種別割を減免することができる。

(1) 略

(2) 古物営業法(昭和24年法律第108号) 第3条の規定による許可を受け、古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)第2条第4号に規定する自動車を取り扱う者で規則で定める要件を備えたものが、賦課期日において、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けている自動車で商品中古自

(自動車税の減免)

第137条の2 略

2 知事は、第8条第1項の表の自動車税の種別割の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、種別割を減免することができる。ただし、第1号の場合において、既に同号に該当することにより種別割の減免を受けた者に対しては、その年度において1回に限り、当該減免の対象となった自動車に代わる自動車の所有に係る種別割を減免することができる。

(1) 略

(2) 古物営業法(昭和24年法律第108号) 第3条第1項の規定による許可を受け、古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)第2条第4号に規定する自動車を取り扱う者で規則で定める要件を備えたものが、賦課期日において、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けている自動車で商品

自動車であることが一般財団法人日本自動車査定協会鳥取県支所  
において証明されているものを商品として所有し、及び展示す  
る場合

(3) 略

3 略

(環境性能割の税率)

第137条の5 法第157条第1項(同条第4項又は第5項において準  
用する場合を含む。)に掲げる自動車に対して課する環境性能割  
の税率は、100分の1とする。

2 法第157条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場  
合を含む。)に掲げる自動車(前項の規定の適用を受ける自動車  
を除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とす  
る。

3 略

中古自動車であることが一般財団法人日本自動車査定協会鳥取  
県支所において証明されているものを商品として所有し、及び  
展示する場合

(3) 略

3 略

(環境性能割の税率)

第137条の5 法第157条第1項(同条第4項において準用する場  
合を含む。)に掲げる自動車に対して課する環境性能割の税率は、  
100分の1とする。

2 法第157条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)  
に掲げる自動車(前項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に  
対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

3 略



第2条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(事業税の納税義務者等)</p> <p>第54条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の額の欄に定める額によって、その事業を行う法人に課する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%; text-align: center;">事業</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>(3) 電気供給業のうち、小売電気事業等 (法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等をいう。以下この節において同じ。)、<u>発電事業等</u>(同号に規定する発電事業等をいう。以下この節において同じ。)<u>及び特定卸供給事業</u>(同号</p> </td> <td style="vertical-align: top; text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	事業	額	略		<p>(3) 電気供給業のうち、小売電気事業等 (法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等をいう。以下この節において同じ。)、<u>発電事業等</u>(同号に規定する発電事業等をいう。以下この節において同じ。)<u>及び特定卸供給事業</u>(同号</p>	略	<p>(事業税の納税義務者等)</p> <p>第54条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の額の欄に定める額によって、その事業を行う法人に課する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%; text-align: center;">事業</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>(3) 電気供給業のうち、小売電気事業等 (法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等をいう。以下この節において同じ。)<u>及び発電事業等</u>(同号に規定する発電事業等をいう。以下この節において同じ。)</p> </td> <td style="vertical-align: top; text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	事業	額	略		<p>(3) 電気供給業のうち、小売電気事業等 (法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等をいう。以下この節において同じ。)<u>及び発電事業等</u>(同号に規定する発電事業等をいう。以下この節において同じ。)</p>	略
事業	額												
略													
<p>(3) 電気供給業のうち、小売電気事業等 (法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等をいう。以下この節において同じ。)、<u>発電事業等</u>(同号に規定する発電事業等をいう。以下この節において同じ。)<u>及び特定卸供給事業</u>(同号</p>	略												
事業	額												
略													
<p>(3) 電気供給業のうち、小売電気事業等 (法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等をいう。以下この節において同じ。)<u>及び発電事業等</u>(同号に規定する発電事業等をいう。以下この節において同じ。)</p>	略												

に規定する特定卸供給事業をいう。以下

この節において同じ。)

2～5 略

(法人の区分経理の義務)

第56条 略

2 次の各号に掲げる事業の区分のうち2以上のものを併せて行う

法人で事業税の納税義務があるものは、事業に関する経理を当該区分ごとに行わなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業

(法人の事業税の税率)

第58条 略

2～5 略

(法人の区分経理の義務)

第56条 略

2 次の各号に掲げる事業の区分のうち2以上のものを併せて行う

法人で事業税の納税義務があるものは、事業に関する経理を当該区分ごとに行わなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等

(法人の事業税の税率)

第58条 略

2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率
略			
(2) 電気供給業 ((3)に掲げる事業を除く。)、ガス供給業及び保険業	電気供給業(小売電気事業等、 <u>発電事業等</u> 及び <u>特定卸供給事業</u> を除く。)、ガス供給業及び保険業を行う法人	略	
(3) 電気供給業のうち小売電気事業等、 <u>発電事業等</u> 及	略		

2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率
略			
(2) 電気供給業 ((3)に掲げる事業を除く。)、ガス供給業及び保険業	電気供給業(小売電気事業等及び <u>発電事業等</u> を除く。)、ガス供給業及び保険業を行う法人	略	
(3) 電気供給業のうち小売電気事業等及び <u>発電事業等</u>	略		

び特定卸供給事業

3 略

4 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第2項の規定にかかわらず、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	金額	税率
略		
(3) 電気供給業のうち小売電気事業等、 <u>発電事業等及び特定卸供給事業</u>	略	

5 略

3 略

4 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第2項の規定にかかわらず、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	金額	税率
略		
(3) 電気供給業のうち小売電気事業等 <u>及び</u> <u>発電事業等</u>	略	

5 略

第3条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後

(ゴルフ場利用税の税率の特例)

第127条 次に掲げる者に係るゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税の税率は、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項に規定する税率の2分の1とする。

(1)・(2) 略

(3) スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第26条第1項に規定する国民スポーツ大会に準ずる競技会として知事が指定したもの(以下「国民スポーツ大会に準ずる競技会」という。)に参加するプロゴルファー以外の選手(国民スポーツ大会に準ずる競技会の競技及び当該国民スポーツ大会に準ずる競技会について指定された練習日における練習のためにゴルフ場を利用する場合に限る。)

2・3 略

改 正 前

(ゴルフ場利用税の税率の特例)

第127条 次に掲げる者に係るゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税の税率は、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項に規定する税率の2分の1とする。

(1)・(2) 略

(3) スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第26条第1項に規定する国民体育大会に準ずる競技会として知事が指定したもの(以下「国民体育大会に準ずる競技会」という。)に参加するプロゴルファー以外の選手(国民体育大会に準ずる競技会の競技及び当該国民体育大会に準ずる競技会について指定された練習日における練習のためにゴルフ場を利用する場合に限る。)

2・3 略

(鳥取県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 鳥取県税条例等の一部を改正する条例(平成31年鳥取県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条の改正規定を次のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(種別割の税率)</p> <p>第138条 種別割の税率は、1台について1年当たり、次の各号に掲げる種別割の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号から第8号までに掲げる種別割以外の種別割 次の表の通常税率の欄に定める額</p> <p>(2) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車又は同項第5号に規定する石油ガス自動車で平成22年3月31日までに最初の新規登録を受けたもの(天然ガス自動車、法附則第12条の3第1項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及び電力併用自動車並びに一般乗合用のバス</p>	<p>(種別割の税率)</p> <p>第138条 種別割の税率は、1台について1年当たり、次の各号に掲げる種別割の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号から第5号までに掲げる種別割以外の種別割 次の表の通常税率の欄に定める額</p> <p>(2) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車又は同項第5号に規定する石油ガス自動車で平成20年3月31日までに最初の新規登録を受けたもの(天然ガス自動車、法附則第12条の3第1項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及び電力併用自動車並びに一般乗合用のバス</p>

及び被けん引自動車（以下この条及び次条において「天然ガス自動車等」という。）並びに自家用の乗用車（3輪の小型自動車であるものを除く。）並びに特種用途自動車のうち乗用車に類する教習車及びキャンピング車（以下この条及び次条において「自家用乗用車等」という。）を除く。）に係る最初の新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の種別割 次の表の重課税率の欄に定める額

(3) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成24年3月31日までに最初の新規登録を受けたもの（天然ガス自動車等及び自家用乗用車等を除く。）に係る最初の新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度以後の年度分の種別割 次の表の重課税率の欄に定める額

(4) 法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車で令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に最初の新規登録を受け

及び被けん引自動車（以下この条及び次条において「天然ガス自動車等」という。）並びに自家用の乗用車（3輪の小型自動車であるものを除く。）並びに特種用途自動車のうち乗用車に類する教習車及びキャンピング車（以下この条及び次条において「自家用乗用車等」という。）を除く。）に係る最初の新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の種別割 次の表の重課税率の欄に定める額

(3) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成22年3月31日までに最初の新規登録を受けたもの（天然ガス自動車等及び自家用乗用車等を除く。）に係る最初の新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度以後の年度分の種別割 次の表の重課税率の欄に定める額

(4) 法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車（自家用乗用車等を除く。）で平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

たものに係る令和3年度分の種別割 次の表の最大軽課税率の  
欄に定める額

(5) 法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車(前項の規定  
の適用を受けるものを除く。)で令和2年4月1日から令和3  
年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和  
3年度分の種別割 次の表の最小軽課税率の欄に定める額

の間に最初の新規登録を受けたものに係る令和元年度分の種別  
割 (法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車  
の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)、法附則  
第12条の3第2項各号に掲げる自動車で平成31年4月1日 (自  
家用乗用車等にあつては令和元年10月1日) から令和2年3月  
31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和2年度  
分の種別割及び同項各号に掲げる自動車で令和2年4月1日か  
ら令和3年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに  
係る令和3年度分の種別割 次の表の最大軽課税率の欄に定め  
る額

(5) 法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車(自家用乗用  
車等を除く。)で平成30年4月1日から平成31年3月31日まで  
の間に最初の新規登録を受けたものに係る令和元年度分の種別  
割 (法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車  
の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)、法附則  
第12条の3第3項各号に掲げる自動車で平成31年4月1日 (自



家用乗用車等にあっては令和元年10月1日) から令和2年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和2年度分の種別割及び同項各号に掲げる自動車で令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和3年度分の種別割 次の表の最小軽減税率の欄に定める額

(6) 法附則第12条の3第2項第1号から第3号までに掲げる自動車のうち自家用の乗用車で令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和4年度分の種別割及び同項第1号から第3号までに掲げる自動車のうち自家用の乗用車で令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和5年度分の種別割 次の表の最大軽減税率の欄に定める額

(7) 法附則第12条の3第5項各号に掲げる自動車（自家用の乗用車を除く。以下この号において同じ。）で令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたもの

に係る令和4年度分の種別割及び同項各号に掲げる自動車で令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和5年度分の種別割 次の表の最大軽課税率の欄に定める額

(8) 法附則第12条の3第6項各号に掲げる自動車のうち営業用の自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。以下この号において同じ。）で令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和4年度分の種別割及び同項各号に掲げる自動車のうち営業用の自動車で令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和5年度分の種別割 次の表の最小軽課税率の欄に定める額

略

2 略

略

2 略

第139条 令和元年9月30日までに最初の新規登録を受けた自家用乗用車等であって、鳥取県税条例等の一部を改正する条例（平成28年鳥取県条例第33号）第3条の規定による改正前の鳥取県税条例（以下この条において「旧条例」という。）第135条第1項の規定により旧条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに最初の新規登録を受けた自家用乗用車等であって地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律並びに旧条例第136条、第137条及び第137条の2の規定により旧条例に規定する自動車税を課されなかったものを含む。）又は同日までに法の施行地外において法第146条第2項に規定する運行に相当するものとして総務省令で定めるものの用に供されたことがある自家用乗用車等であって令和元年10月1日以後に最初の新規登録を受けたものに対して課する種別割の税率は、前条の規定にかかわらず、1台について1年当たり、次の各号に掲げる種別割の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

第139条 令和元年9月30日までに最初の新規登録を受けた自家用乗用車等であって、鳥取県税条例等の一部を改正する条例（平成28年鳥取県条例第33号）第3条の規定による改正前の鳥取県税条例（以下この条において「旧条例」という。）第135条第1項の規定により旧条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに最初の新規登録を受けた自家用乗用車等であって地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律並びに旧条例第136条、第137条及び第137条の2の規定により旧条例に規定する自動車税を課されなかったものを含む。）又は同日までに法の施行地外において法第146条第2項に規定する運行に相当するものとして総務省令で定めるものの用に供されたことがある自家用乗用車等であって令和元年10月1日以後に最初の新規登録を受けたものに対して課する種別割の税率は、前条の規定にかかわらず、1台について1年当たり、次の各号に掲げる種別割の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号から第3号までに掲げる種別割以外の種別割 次の表の通常税率の欄に定める額

(2) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車又は同項第5号に規定する石油ガス自動車で平成22年3月31日までに最初の新規登録を受けたもの（天然ガス自動車等を除く。）に係る最初の新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の種別割 次の表の重課税率の欄に定める額

(3) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成24年3月31日までに最初の新規登録を受けたもの（天然ガス自動車等を除く。）に係る最初の新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度以後の年度分の種別割 次の表の重課税率の欄に定める額

(1) 次号から第5号までに掲げる種別割以外の種別割 次の表の通常税率の欄に定める額

(2) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車又は同項第5号に規定する石油ガス自動車で平成20年3月31日までに最初の新規登録を受けたもの（天然ガス自動車等を除く。）に係る最初の新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の種別割 次の表の重課税率の欄に定める額

(3) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成22年3月31日までに最初の新規登録を受けたもの（天然ガス自動車等を除く。）に係る最初の新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度以後の年度分の種別割 次の表の重課税率の欄に定める額

(4) 法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車で平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に最初の新規登録を受け

たものに係る令和元年度分の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）及び法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車で平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和2年度分の種別割

次の表の最大軽課税率の欄に定める額

(5) 法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車で平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和元年度分の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）及び法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車で平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和2年度分の種別割

次の表の最小軽課税率の欄に定める額

自家用乗用車等	通常	重課
---------	----	----

自家用乗用車等	通常	重課	最大	最小
---------	----	----	----	----

		税率	税率
(1) 乗用車	ア 総排気量 が1リットル以下のもの	29,500 円	33,900 円
	イ 総排気量 が1リットルを超え1.5 リットル以下のもの	34,500 円	39,600 円
	ウ 総排気量 が1.5リットルを超え2 リットル以	39,500 円	45,400 円

		税率	税率	軽課 税率	軽課 税率
(1) 乗用車	ア 総排気量 が1リットル以下のもの	29,500 円	33,900 円	7,500円	15,000 円
	イ 総排気量 が1リットルを超え1.5 リットル以下のもの	34,500 円	39,600 円	9,000円	17,500 円
	ウ 総排気量 が1.5リットルを超え2 リットル以	39,500 円	45,400 円	10,000 円	20,000 円

下のもの		
エ 総排気量 が2リットルを超え2.5 リットル以 下のもの	45,000 円	51,700 円
オ 総排気量 が2.5リットルを超え3 リットル以 下のもの	51,000 円	58,600 円
カ 総排気量 が3リットルを超え3.5	58,000 円	66,700 円

下のもの				
エ 総排気量 が2リットルを超え2.5 リットル以 下のもの	45,000 円	51,700 円	11,500 円	22,500 円
オ 総排気量 が2.5リットルを超え3 リットル以 下のもの	51,000 円	58,600 円	13,000 円	25,500 円
カ 総排気量 が3リットルを超え3.5	58,000 円	66,700 円	14,500 円	29,000 円

リットル以下のもの		
キ 総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	66,500円	76,400円
ク 総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	76,500円	87,900円
ケ 総排気量が4.5リットルを超え6	88,000円	101,200円

リットル以下のもの				
キ 総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	66,500円	76,400円	17,000円	33,500円
ク 総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	76,500円	87,900円	19,500円	38,500円
ケ 総排気量が4.5リットルを超え6	88,000円	101,200円	22,000円	44,000円



	リットル以下のも		
	コ 総排気量が6リットルを超えるもの	111,000円	127,600円
	サ 電気自動車又は水素自動車	29,500円	
(2) 教習車(乗用車に類するもの)		(1)に定める額	(1)に定める額
(3) キャ ンピ	ア 総排気量が1リットル以下のもの	23,600円	27,100円

	リットル以下のも				
	コ 総排気量が6リットルを超えるもの	111,000円	127,600円	28,000円	55,500円
	サ 電気自動車又は水素自動車	29,500円		7,500円	15,000円
(2) 教習車(乗用車に類するもの)		(1)に定める額	(1)に定める額	(1)に定める額	(1)に定める額
(3) キャ ンピ	ア 総排気量が1リットル以下のもの	23,600円	27,100円	6,000円	12,000円

ング  
車

の			
イ 総排気量	27,600	31,700	
が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	円	円	
ウ 総排気量	31,600	36,300	
が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	円	円	
エ 総排気量	36,000	41,400	
が2リットルを超え2.5	円	円	

ング  
車

の				
イ 総排気量	27,600	31,700	7,000円	14,000
が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	円	円		円
ウ 総排気量	31,600	36,300	8,000円	16,000
が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	円	円		円
エ 総排気量	36,000	41,400	9,000円	18,000
が2リットルを超え2.5	円	円		円

リットル以下 のもの		
オ 総排気量 が2.5リットル を超え3 リットル以 下のもの	40,800 円	46,900 円
カ 総排気量 が3リットル を超え3.5 リットル以 下のもの	46,400 円	53,300 円
キ 総排気量 が3.5リットル を超え4	53,200 円	61,100 円

リットル以下 のもの				
オ 総排気量 が2.5リットル を超え3 リットル以 下のもの	40,800 円	46,900 円	10,500 円	20,500 円
カ 総排気量 が3リットル を超え3.5 リットル以 下のもの	46,400 円	53,300 円	12,000 円	23,500 円
キ 総排気量 が3.5リットル を超え4	53,200 円	61,100 円	13,500 円	27,000 円

リットル以下 のもの		
ク 総排気量 が4リットル を超え4.5 リットル以 下のもの	61,200 円	70,300 円
ケ 総排気量 が4.5リットル を超え6 リットル以 下のもの	70,400 円	80,900 円
コ 総排気量 が6リットル を超える	88,800 円	102,100 円

リットル以下 のもの				
ク 総排気量 が4リットル を超え4.5 リットル以 下のもの	61,200 円	70,300 円	15,500 円	31,000 円
ケ 総排気量 が4.5リットル を超え6 リットル以 下のもの	70,400 円	80,900 円	18,000 円	35,500 円
コ 総排気量 が6リットル を超える	88,800 円	102,100 円	22,500 円	44,500 円

もの			
サ 電気自動 車又は水素 自動車	23,600 円		

もの				
サ 電気自動 車又は水素 自動車	23,600 円		6,000円	12,000 円

(鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 鳥取県税条例の一部を改正する条例（令和2年鳥取県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条中鳥取県税条例第43条及び第62条の改正規定を次のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(法人の県民税の申告納付)</p> <p>第43条 県民税を申告すべき法人は、<u>法第53条の規定により</u>、同条第1項、第2項、<u>第31項、第34項及び第35項</u>の申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない。</p>	<p>(法人の県民税の申告納付)</p> <p>第43条 県民税を申告すべき法人は、<u>法第53条の規定によって</u>、同条第1項、第2項、<u>第4項、第19項、第22項及び第23項</u>の申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない。</p>

2 法第53条第1項、第31項及び第35項の規定により申告書を提出すべき法人は、当該申告書（同条第1項後段の規定により提出があったものとみなされた申告書を除く。）の提出期限後においても、法第55条第4項の規定による更正又は決定の通知があるまでは、前項の規定により申告書を提出し、及びその申告した税額を納付することができる。

3 法人税法第71条第1項若しくは同法第144条の3第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は法第53条第2項の規定により申告書を提出すべき法人は、その法人税額の課税標準の算定期間又はその事業年度開始の日から6月経過日（法第53条第2項に規定する6月経過日をいう。以下この項において同じ。）の前日までの期間中において県内に当該法人の寮等のみが所在する場合は、第1項（法人税法第71条第1項又は第144条の3第1項に係る部分に限る。）又は法第53条第2項の規定にかかわらず、当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該事業年度開始の日から6月経過日の前日までの期間に係る均等割額に

2 法第53条第1項、第4項、第19項及び第23項の規定によって申告書を提出すべき法人は、当該申告書（同条第1項後段の規定により提出があったものとみなされた申告書を除く。）の提出期限後においても、法第55条第4項の規定による更正又は決定の通知があるまでは、前項の規定によって申告書を提出し、及びその申告した税額を納付することができる。

3 法人税法第71条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は法第53条第2項の規定によって申告書を提出すべき法人は、その法人税額の課税標準の算定期間又はその連結事業年度（法人税法第15条の2に規定する連結事業年度をいう。以下この項、第53条の20及び第61条第3項において同じ。）開始の日から6月の期間中において県内に当該法人の寮等のみが所在する場合は、第1項（法人税法第71条第1項及び法第53条第2項に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結事業年度開始の日から6月の期間に係る均等割額について申告納付することを要しない。

ついて申告納付することを要しない。

4 特定法人（法第53条第64項に規定する特定法人をいう。）である内国法人（法第23条第1項第3号イに規定する内国法人をいう。以下同じ。）は第1項の規定にかかわらず、法第53条第63項に規定する方法により同項の申告を行わなければならない。

5 略

6 前項の申告書記載事項、納税申告書、添付書類記載事項又は添付書類とは、それぞれ法第53条第63項に規定する申告書記載事項、納税申告書、添付書類記載事項又は添付書類をいう。

（新設法人等の届出）

第62条 略

2・3 略

4 法人税法第64条の9の承認を受けた法人は、承認を受けた日から2月以内に、その承認を受けた日並びに当該法人との間に通算完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する通算完

4 特定法人（法第53条第47項に規定する特定法人をいう。）である内国法人（法第23条第1項第3号イに規定する内国法人をいう。以下同じ。）は第1項の規定にかかわらず、法第53条第46項に規定する方法により同項の申告を行わなければならない。

5 略

6 前項の申告書記載事項、納税申告書、添付書類記載事項又は添付書類とは、それぞれ法第53条第46項に規定する申告書記載事項、納税申告書、添付書類記載事項又は添付書類をいう。

（新設法人等の届出）

第62条 略

2・3 略

4 法人税法第4条の2の承認を受けた法人は、承認を受けた日から2月以内に、その承認を受けた日並びに当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人の名称及び事務所又は事業所の所

全支配関係をいう。）がある通算親法人（同条第12号の6の7に規定する通算親法人をいう。以下この項において同じ。）の名称及び事務所又は事業所の所在地（当該法人が通算親法人である場合にあっては、その旨）を知事に届け出なければならない。

5 法人税法第64条の10第1項の承認を受けた法人又は同法第64条の10第5項若しくは第6項の規定により同法第64条の9の承認の効力を失った法人は、同法第64条の10第1項の承認を受けた日又は同法第64条の9の承認の効力を失った日から2月以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

在地（当該法人が連結親法人である場合にあっては、その旨）を知事に届け出なければならない。

5 法人税法第4条の5第1項若しくは第2項の規定により同法第4条の2の承認を取り消され、若しくは取り消されたものとみなされ、又は同法第4条の5第3項の承認を受けた法人は、同法第4条の2の承認を取り消され、若しくは取り消されたものとみなされた日又は同法第4条の5第3項の承認を受けた日から2月以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

## 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1） 第1条中鳥取県税条例第56条、第137条及び第137条の2の改正規定並びに第4条及び第5条の規定 公布の日
- （2） 第2条及び附則第3条の規定 令和4年4月1日



(3) 第3条の規定 令和5年1月1日

(個人の県民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）第24条の3の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和2年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(法人の事業税に関する経過措置)

第3条 第2条の規定による改正後の鳥取県税条例（以下この条において「4年新条例」という。）の規定は、4年新条例の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(規則への委任)

第5条 第204回国会において地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第 号）が原案どおり成立しない場合における鳥取県税条例の適用に関し必要な事項その他この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。